

荒井家文書に見る日開谷番所

地方史班（徳島地方史研究会）

金原 祐樹*

要旨：近世、徳島藩領の国境に置かれた口番所は、寛永期頃から順次設置されていったという。個別事例として、阿波郡日開谷村もしくは犬墓村（両村とも現阿波市市場町）の日開谷口番所番人であった荒井家の古文書から、日開谷口番所の成立期や建設の状況、任務などの史料を紹介し、徳島藩における口番所の機能の一端を明らかにする。

キーワード：荒井家文書、口番所、日開谷

1. はじめに

江戸時代には、領土を有する封建領主が支配する領域があり、1万石以上の大名の場合、藩と呼ばれその大名の支配領域は藩領とされた。多くの場合藩領への出入りは自由ではなく、重要な港の近辺や、他領との境目である交通の要所には番所が置かれ、通行人及び物資の往来が取り締まられ、管理されていた。

徳島藩においても幕末期には海岸線に置かれた川口及び港口の番所が46か所、領域を接した讃岐・伊予・土佐との国境に置かれた境目口番所が14か所あった⁽¹⁾。番所には、番人が配され、いくつかの武器が用意され、藩の制札が建てられた。番所は現在の出入国管理所であり、税関の役割をも果たしていたのであり、封建的な領主経営の基礎の一つであったといえる。

徳島藩における番所研究は、市町村史等に個別の研究がある⁽²⁾ほか、総合的な徳島藩番所研究の嚆矢といえる中野正司氏の論考⁽³⁾、詳細な資料探訪と場所の探索によって作成された桑井薫氏の『阿波淡路両国番所探訪記』⁽⁴⁾があり、その資料の有無・成立・場所・種類・任務などは、ほぼ明らかにされて

いる。また、瀧よし子氏の『大坂口御番所村瀬家文書』⁽⁵⁾には多数の古文書が収められており、阿讃国境の大坂口番所について具体的な番所の任務などを知ることができる。

今回、阿波市内に所蔵されている日開谷口番所番人であった荒井家文書の史料を紹介することにより、個別具体的な番所の成立やその任務等について報告し、議論を深めていく材料になればと考える。

2. 荒井家文書

荒井家の古文書については、『市場町史史料集』に「荒井門内平島之御家立退子細留書之写」⁽⁶⁾が収められているほか、徳島の古文書を読む会編『史料集 平島家家臣荒井家文書－吉利支丹祐賀一卷－』⁽⁷⁾が刊行され一部が公にされている。荒井家には系図・証書類などを含め今も15点ほどの古文書が大切に保存されている。その内番所に関わる史料を紹介していく。

3. 日開谷口番所と荒井門内

荒井家の系図等⁽⁸⁾によれば、荒井家の出自は阿波国南部、那賀川沿いの那賀郡平島の地に徳島藩主蜂須賀家が阿波へ入国する前からいた、室町將軍足利

* 徳島地方史研究会

家の末裔で平島公方と呼ばれた平島家の初期からの家臣で、荒川を名乗っていた。荒川門内が作成した「祐賀宗門落着留書写」⁽⁹⁾には、寛永12（1635）年に荒川門内自身が、江戸幕府の切支丹奉行を助け、関西地方に潜伏していた平島公方第3代義種の妻である祐賀の兄であり、最後の伴天連（パテレン＝司祭）と言われたディエゴ結城の逮捕に尽力したこと。正保4（1647）年、祐賀へ幕府によりキリシタン嫌疑が懸けられた事件で、門内が祐賀につき添い嫌疑を晴らしたことなどが書かれている。

続いて「荒井門内平島之御家立退子細留書之写」⁽¹⁰⁾を見ると、荒川門内は、この二つの事件で徳島藩主蜂須賀忠英と近づき、家老長谷川越前・賀島主水らとも知遇を得た。平島公方家にいづらくなり他国へと暇請いをした門内に対して、平島又八郎（平島公方4代、義次）は蜂須賀家へ移るものと考えて怒り、切腹を命ずるに至った。家老長谷川越前・賀島主水は平島又太郎と知遇を持つ川田三郎兵衛を仲介に慶安3（1650）年10月13日付の文書で説得を行い、10月24日には門内の身柄をもらい請け、佐古町の旅宿に泊めている。その後、翌4（1651）年3月15日日開谷番所へ番人として5人扶持5石の禄にて赴任することになった。日開谷口番所へ入った理由は、阿波南部に本拠のある平島公方家から離れた北部の日開谷が選ばれたとされている。現在日開谷口番所に建てられている市場町教育委員会の建てた石碑にはこの慶安4年に日開谷口番所が設けられたことになっている。

日開谷口番所の設立について荒井家文書から追ってみると、次のような記述の文書がある⁽¹¹⁾。

申上覚

- 一 私六代以前之先祖荒井門内義、南方平嶋様御家来ニ而有之処、由緒有之ニ付神文御書被為下置、百五拾四年程以前、慶安三年寅歳拾月一五日ニ忠英様江御囉被為遊翌年卯之三月日開谷口御番所御用被仰付候
- 一 百七拾三年程以前、寛永九年ニ山口甚左衛門と申御番人相勤居申候、右代ニ犬墓村庄屋名之内ニ畝拾五歩御上江御借地ニ被為遊、御番所建被遊候、勿論 御上御普請所御用地も、土地究

宜敷場所御上より御見聞之上境立示被仰付、御番人へ御引渡被遊被為下、代々御番人共有地六、七畝程裁判仕来り候、（中略）

日開谷御番人

荒井九馬助 印

子ノ

与頭庄屋

瀬野治郎次 殿

宅神五兵衛 殿

この文書は荒井門内の6代後、文化年間頃番人役であった荒井九馬助が書いた文書で、文書の内容から文化元（1804）年の子年に作成されたものと思われる。

この文書の二つ目のひとつ書きを見ると、①日開谷番所には、寛永9（1632）年に山口甚左衛門という番人が勤めていたこと。②その頃、犬墓村の庄屋の土地内に藩によって2畝15歩の土地借用が行われ、番所が建てられたこと。③番所の付近に土地が6～7畝有ったことなどがわかる。

日開谷番所は、荒井門内が入る20年ほど前、寛永9年には番人が置かれ、番所も整えられており、徳島藩における番所の設置としてはかなり早い時期に成立していたとされている。また、番所の土地は藩が用意して建築も藩が行っていたことや、付属の用地があり、番人の家にとって重要な収入源になっていたことがうかがえる。

4. 日開谷口番人の任務

一般に境目番所の任務については、人の出入りへの警備が主眼に置かれ、通行手形の確認が重要な任務になっている。それでは、再び荒井家文書の中から、番人としての荒井家の任務について史料で見に行こう⁽¹²⁾。

（前略）

御役儀之覚

- 一 御国・他国之者によらず往来之諸商人吟味仕事
- 一 他国へ罷出ル女之儀御奉行所御手形相改、男

- 之儀ハ在々庄屋・五人与手形相改事
- 一 萬俵子并酒従他国入不申用ニ制道仕事
 - 一 従諸国罷越四国遍路修行人毎日数人罷通申ニ付手形相改申事
 - 一 日開谷山御林藪札銀取立申御役儀、門内代より只今迄四拾四年相勤申候、毎年村々より取立指上申御札銀百貫目余程ニ而御座候
 - 一 越前（長谷川）様江門内内証申上候ハ、日開谷山之内御林ニも可被成御山数多御座候趣申上候処ニ、其後越前様日開谷為鹿狩御越被遊候ニ付、門内末々御為ニも可成野山申上候処ニ御帰被遊、追而門内并境目くけ道御番人式人、日開谷御林御番人式人、大影御林御番人壱人、右之者共門内一統ニ被召寄被為仰渡候ハ、先日門内申上候通此以後野山分をも御林同前ニ政道可仕旨、夫々ニ被仰付奉畏、今以政道仕候処ニ其の節より只今迄両所御林都合拾式ヶ所請所被為仰付銀高四百五拾貫目余被為召上候事
 - 一 藪御札之儀、毎年正月早々へ御奉行所より請取在々へ相触申御札遣し申節ハ其村庄屋手形を以相渡申事
 - 一 御由札銀取立申儀毎年六月霜月二季之被取立差上申事
- 以上

この文書は、荒井門内の子二代目当主の荒井八左衛門が元禄7（1694）年に藩の地方役人である国奉行所の下代宛に送られた文書の一部である。門内以来の由緒を報告した文書の最後に、行ってきた役儀に関する記述がある。

①往来・商人は自国他国関係なく取り調べるべきこと。②他国へ出ようとする女性には奉行所の手形が必要であった。男性は庄屋・五人組の手形で通る事ができた。③俵に入った荷物、酒の阿波国への持ち込みは禁止なので取り締まること。④諸国の四国遍路修行人の出入国に対して手形の検査を行うこと。とここまでの4つは番人としての任務と思われる。

こうした、番人としての任務は、一般的な番人の任務と大差ないが、女性が出て行く場合藩の奉行所の手形が必要であったり、荷物は移出入の内入って

くる荷物にのみ取り締まりが強く行われていたことなどを読む事ができる。

また荒井家では、番所の任務の外、日開谷山・野山における御林藪札の配布及び御林藪札銀の取立役を行っていた。日開野山の取立銀は年間銀札100貫目、野山分は年間450貫目におよぶことが書かれている。荒井家の場合、日開谷口番所の番人のみならず、日開山等の御林方加役も含めて任務が成り立っていた。

5. おわりに

荒井門内の後、荒井家は八左衛門・紋内・丹兵衛・和三郎・崎之丞・九馬助・常太郎と日開谷口番所番人の役が受け継がれ、明治維新を迎える。また、門内の次男次郎兵衛は、阿波郡内の浦ノ池村（現阿波市土成町）へ移り、浦池村御林方薪御改役となり、式人扶持三石の禄を得ている。この家もその後、紋左衛門→紋右衛門→紋左衛門→紋左衛門→村助と受け継がれ、明治維新を迎えている⁽¹³⁾。また、下記の木製の印は、日開谷口御番所と彫られている番所の公印である。

史料を読み込むことによって、個別事例ではあるが日開谷口番所の設立時期や番所建設の実態、また、番人としての荒井家の任務に広がりがあることが見えてきた。今後さらに荒井家に残されている幕末から明治にかけての御触書などを読み込むことにより、さらに番所・番人の実態に近づくことができればと思う。



荒井家所蔵 日開谷口御番所公印

註

- (1) 阿波国内の番所の数には、いくつかの文献に数があげられているものがあるが、ここでは桑井薫編（1996）『阿波淡路両国番所跡探訪記』（この後『番所跡探訪記』と記す）の調査が最も詳細に行われているので、その調査から、海岸線に置かれた川口・港口番所、国境線に置かれた境目口番所の数を抽出した。
- (2) 境目口番所の記述としては池田町史編纂委員会編（1983）『池田町史』521頁～、穴喰町教育委員会編（1986）『穴喰町史上巻』233頁～、市場町史編纂委員会（1996）『市場町史』389頁～、脇町史編集委員会編（1999）『脇町史上巻』1063頁～などがある。
- (3) 中野正司「藩政時代における徳島藩の番所」『徳島県立博物館開設準備報告』第1号（1987）
- (4) 前掲『番所探訪記』
- (5) 瀧よし子（2002）『大坂口御番所村瀬家文書』
- (6) 市場町史編纂委員会編『市場町史史料集』184～188頁に所収。
- (7) 徳島の古文書を読む会編（2007）『平島家家臣荒井家文書－吉利支丹祐賀一卷－』には、荒井家文書の内「祐賀宗門落着留書写」、「覚（平島家家臣荒井門内へ蔵米遣しの件）」、「荒井門内平島之御家立退申子細留書之写」の3点の古文書が収められている。
- (8) 荒井家文書には2点、天文2（1533）年に那賀郡平島の地で亡くなった荒川民部少輔珍国を祖とする卷子の系図が残されている。
- (9) 前掲「祐賀宗門落着留書写」
- (10) 前掲「荒井門内平島之御家立退申子細留書之写」
- (11) 荒井家文書「申上覚」
- (12) 荒井家文書「申上覚」
- (13) 荒井家の系図、墓碑等については、村井道明編（2008）『平島家家臣荒井門内関係墓碑について－荒井門内とディエゴ結城墓碑－』に詳しい。